平成２８年（フ）第１００３号
札幌市白石区菊水２条３丁目１番10―603号
債務者　矢田　　学
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０１９号
札幌市南区澄川２条４丁目10番１―206号
債務者　船木　收栄
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０３２号
札幌市手稲区曙４条３丁目15番27―102号
債務者　小田原　正
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０３７号
北海道江別市野幌住吉町８番地の10　ルミエールＭＩＵＲＡ103号
債務者　槻木沢真由美
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０４５号
札幌市白石区南郷通12丁目南１番30号　コーポラスちもと105号
債務者　萬屋　尚徳
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０５４号
札幌市東区北13条東14丁目１番27号　ストリーム環状東101号
債務者　遠藤　陽介
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０９７号
札幌市豊平区月寒西４条６丁目４番９号　アローハイム103号
債務者　伊藤三由紀
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２５号
群馬県高崎市中居町２丁目１番地５　サンハイツアマダ304号
債務者　柏木美佐子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１２６号
群馬県高崎市石原町4147番地２
債務者　宮田　千恵
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２２５号
神奈川県座間市座間２丁目2426番地　鳩川ハイツ２号棟101号
債務者　浅沼　　博
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２３３号
相模原市緑区相原２丁目１番45号　レオパレスアペイロン202
債務者　中村加代子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２３７号
神奈川県座間市東原１丁目６番20―403号　ニュー栗原ハイツ
債務者　中村とし子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２３８号
神奈川県座間市緑ケ丘４丁目９番12―605号　クリオ相武台弐番館
債務者　赤松あかね
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２４１号
相模原市南区古淵３丁目22番８号　ステージｙｏｕ301
債務者　高橋さな枝
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２４４号
相模原市南区若松２丁目１番26号
債務者　秋山　洋子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３５号
岐阜県中津川市中川町５番７号　グランドメゾンマツバラⅡ101
債務者　鈴木　　覚
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１９５号
静岡県田方郡函南町上沢956番地の１　パサディナハイツ228
債務者　田村　直樹
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係